

第 5 章

地域共生社会の実現 ～生活支援・住まい～

1 支え合い助け合う地域づくり

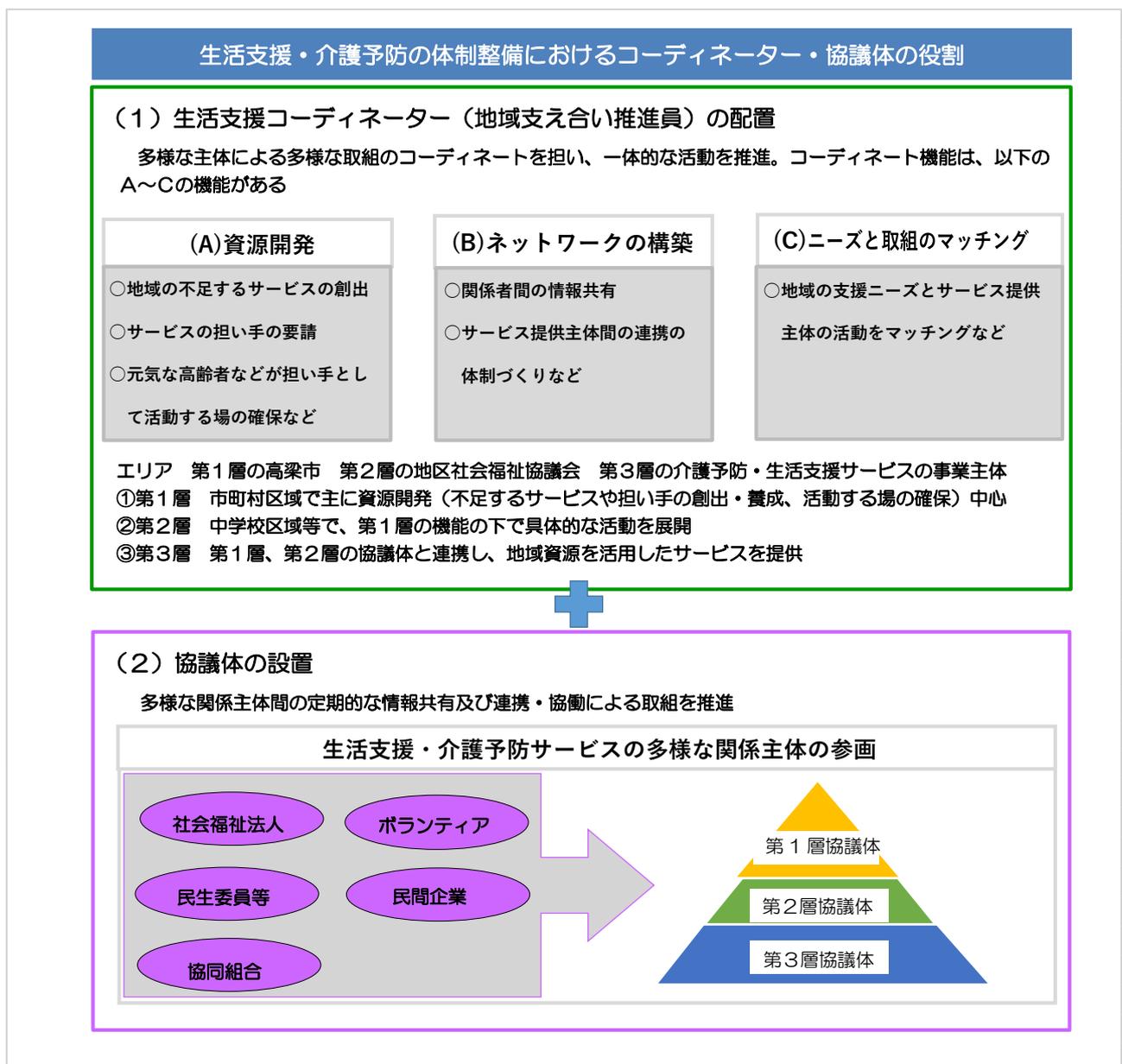
(1) 協議体と生活支援コーディネーターの体制強化

① 「協議体」と「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくため、14の地域に「協議体」を設置し、地域ニーズや資源の把握、関係者間のネットワーク化、担い手の育成等を通じ、関係団体との協働体制を構築してきました。

今後も第1層、第2層の「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」により、資源の開発、関係者間の情報共有やサービス提供者とのネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等をすすめて、高齢者の「支える側」と「支えられる側」という概念を超えた社会参加を促し、地域住民が共に支え合う地域共生社会を目指します。

【図】生活支援・介護予防の体制整備



(2) 地域を支える担い手の育成

専門職が不足するなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう生活支援等の担い手として、ボランティアの養成・育成を推進します。ボランティアの養成・育成を通じて地域での支え合いを推進するとともに、高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進など地域ぐるみの生活支援体制の充実を図ります。

併せて、高齢者の社会参加等の促進のため、就労的活動支援コーディネーターの配置についても検討します。

2 地域福祉と社会参加の充実

(1) 高齢者等の多様化したニーズに対応する地域福祉

本市において、高齢者の生活圏域は、市街地や中山間地域が混在し、社会資源や介護サービスの均一化が図りにくく、個人や地域の抱える課題は多様化しています。高齢者の日常生活を支える生活支援サービスと外出支援サービスの充実を図り、高齢者の日々の生活を支える地域福祉の推進に努めます。

① 高齢者の見守りと家族介護者の負担軽減

日常生活における見守り支援として、一人暮らし高齢者を対象とした見守り機器の設置、地域ボランティアの協力による食の支援と見守り、家族介護者等を対象とした医療・介護の情報提供、介護用品支給による家族介護者の負担軽減など、関係機関との連携を図りつつ、ヤングケアラー等を含む家族介護者の支援体制づくりを進めます。

② 健やか高齢者生きがい支援事業

在宅高齢者を対象として、閉じこもり等による社会からの孤立を解消し、心身機能の維持・向上と介護予防を図っていくため、生きがい対応型のデイサービス等を実施し、住み慣れた地域で生きがいを持って、自立した生活ができるように支援していきます。

【表】健やか高齢者生きがい支援事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延人数	3,087人	3,220人	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人

※令和3年度、4年度は実績値。令和5年度は見込値。令和6年度から令和8年度は目標値

※令和3年度、4年度については、新型コロナウイルスの感染予防のため活動を中止している期間がある。

③ 福祉移送サービス事業等

高齢者及び障害者のうち、バス・タクシーなどの利用が困難な人を対象に、予約型乗

合いタクシーや福祉移送サービスなどで高齢者の外出支援を行います。また、運転ボランティアの確保に努めるとともに、より利用しやすいサービス提供体制を構築します。

【表】福祉移送サービス事業

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
会 員 数	405人	421人	400人	420人	420人	425人
一般輸送（延べ）	1,450人	1,515人	1,462人	1,400人	1,400人	1,400人
透析患者輸送（延べ）	2,823人	3,207人	3,265人	3,200人	3,200人	3,200人

※令和3年度、4年度は実績値。令和5年度は見込値。令和6年度から令和8年度は目標値

（2）高齢者等の生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、地域の中で支え合いながらともに暮らしていくため、さまざまな人々との交流など、社会参加や地域づくりを進めていくことが求められています。そのため、高齢者があらゆる世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加への取組を支援するための施策を総合的に推進し、高齢者がこれまで培ってきた経験、知識、技術などを生かし、地域の中でいつまでも元気に活躍できる社会づくりを目指します。

①社会福祉協議会を主体とした地域福祉活動への支援

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たすため、地域福祉活動計画を策定し、基本理念として『「自分らしく 安心して暮らせる我がまち たかはし」～お互いさまのまちづくり～』を掲げています。

そして、既存制度では対応が困難な地域課題を解決するため、民生委員・児童委員を中心に地域の福祉関係者等で組織する地区社会福祉協議会が実施する「お助け隊派遣事業」の取組を支援しています。

また、介護保険事業については、民間事業者が参入しにくい周辺部において、サービス提供を重点的に行うとともに、市の「配食サービス事業」や「福祉移送サービス事業」、「生活困窮者自立支援事業」、(福)岡山県社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」等の各種事業を受託し、実施しています。このほか、独自事業として「ふれあいサロン事業」、「ボランティアセンター事業」等を実施しています。

引き続き、地域福祉活動を推進する中心的な機関として、協力と支援を行います。

②地域福祉ネットワークづくりの推進

本市においては、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員が活動しており、地域住民の福祉ニーズの把握に努めながら、要援護者と行政とのパイプ役としての役割を担っています。一方、社会福祉協議会では、福祉委員制度により、町内会から選出された福祉委員が町内会単位で活動し、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支え合う福祉のまちづくりの世話役として、各小地域で必要な各種の保健・福祉

サービスの情報提供を行うなど、地域住民の福祉ニーズに応えています。

民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」などの積極的な活動や福祉委員、愛育委員、ボランティア等の活動の連携を図り、ネットワーク化することにより、要援護者が在宅や地域で生活しやすい地域社会の構築を目指します。

③福祉ボランティア活動の推進

本市のボランティア活動の推進については、社会福祉協議会ボランティアセンター、学校法人順正学園ボランティアセンターがそれぞれの組織において情報共有や活動の支援等を行っており、市においても各種ボランティア団体と連絡調整を行っています。

高齢者が長年培った知識、経験、技術を生かし、誰もが活動に参加できるよう、ボランティア活動に関する情報提供などの支援を充実するとともに、社会福祉協議会、老人クラブや地域のさまざまな団体と連携を図りながら、福祉ボランティアを育成します。

④就労・生きがい支援（シルバー人材センター事業）

シルバー人材センター事業は社会福祉協議会へ委託しています。高齢化が進むなか、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要なものとなっており、高齢者の豊富な知識や経験、技術を生かした短期的な仕事を提供することにより、高齢者の就労機会の拡充を図ります。

【表】シルバー人材センター事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会 員 数	228人	221人	215人	200人	200人	200人
就労延人数	13,369人	12,757人	12,800人	12,500人	12,500人	12,500人

※令和3年度、4年度は実績値。令和5年度は見込値。令和6年度から令和8年度は目標値

⑤老人クラブ活動の促進

老人クラブは概ね60歳以上の人を対象に、地区単位を基本として組織されており、主に社会奉仕活動（友愛訪問、清掃奉仕等）や教育講座開催（健康教育講座、交通安全等）、スポーツ活動（ゲートボール、グラウンドゴルフ）などを行っていますが、近年は、高齢期の就業者の増加や新型コロナウイルス感染症に伴う活動休止等により、会員数が減少傾向にあります。

老人クラブが行う自主的な社会参加活動は、高齢者同士が交流を深め、生きがいづくりや健康維持にもつながる重要な取組であるため、活動経費の一部に補助金を交付するなど、老人クラブ活動の活性化を支援します。

⑥地域コミュニティ活動の推進

近年、防災・危機管理意識の高まりを受け、地域コミュニティの役割が見直されるとともに、地域内での連帯意識による住民同士の支え合いが重要となっています。

少子高齢化により地域コミュニティの維持も課題となっていますが、一人ひとりが地域の一員として地域の課題を共に考え協働し、見守り、助け合い、そして安心して生活できる地域社会が実現し維持できるよう、今後も各地域コミュニティ及び地域まちづくり協議会等が行うまちづくり活動を推進し積極的な支援を行っていきます。

⑦生涯学習の促進

高齢者の心身の健康づくりや生きがいづくりにつなげるため、公民館活動や社会教育団体等の活動を通じて、文化やスポーツなどを親しむことができる活動の場の確保に努めるとともに、ライフスタイルやニーズに応じた趣味や教養、文化活動の内容を充実し、多様な学習機会の提供に努めます。

3 安全・安心な住環境の確保

(1) 高齢者等を取り巻く社会環境の変化

①移動対策の整備

高齢者を含め交通弱者の交通・移動対策として、現在運行している生活福祉バス・予約型乗合いタクシー等については、利用状況を十分精査し適宜見直しを行いながら、交通空白地においてはタクシー利用助成制度等、より生活利便性の向上を図る手段を取り入れ、地域に適した持続可能な公共交通整備に努めます。

②高齢者の消費者問題への対策と防犯体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、警察や関係機関・団体との連携により、防犯体制の整備・充実に努め、高齢者を地域全体で支えていくために、防犯に関する啓発活動や、地域内の支えあいや見守りなどの自主的な取り組み、防犯カメラの設置等を促進します。悪質商法による高齢者の被害に対し、高齢者自らが知識を身につけ、被害を未然に防止できるよう、広報紙やケーブルテレビ等を活用した啓発や情報提供を行うとともに、特殊詐欺防止電話機等の普及促進に努めていきます。また、身近な相談体制を充実するとともに県消費生活センター等と連携し、高齢者の立場に立った迅速な相談の対応に努めます。

③交通安全の推進

全国的に高齢者が関係する交通事故は増加傾向にあるため、交通指導員による年齢に応じた交通安全教室や街頭啓発活動の機会を通じ、夜間外出時の夜光反射材等の着用や自転車利用時のヘルメットの着用などを呼びかけ、交通安全意識の高揚と交通安全ルー

ルの遵守、交通マナーの向上を積極的に啓発し、警察等関係団体と連携して、交通安全の推進と環境づくりに努めます。

(2) 高齢者等の住まいの確保

①市営住宅

高齢者が住み慣れた住宅で快適に暮らすため、住宅のバリアフリー化を支援するとともに、市営住宅等の新規整備（マンションタイプ）にあたっては、低層階の一部に高齢者専用居室を設定するなど、高齢者が暮らしやすい住まいの確保に努めます。

②特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、介護保険施設の一つで、身体・精神上的の障害のため常に介護が必要で、在宅等での介護が困難な方が入所することのできる施設として、市内には、市立1施設（定員50人）、民間7施設（定員406人）が整備されています。

介護保険法の改正により平成27年4月1日以降は、限られた資源（施設）の中で、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、入所要件が原則、要介護3以上となりました。なお、要介護1・2の人であっても、やむを得ない事由により居宅での生活が著しく困難であると認められる場合には、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に入所することができます。

【表】市内の介護老人福祉施設（特養）への入所申込状況

	令和4年4月1日現在（単位：人）				令和5年4月1日現在（単位：人）			
	定員	待機者 （うち 要介護 3以上）	待機者の状態		定員	待機者 （うち 要介護 3以上）	待機者の状態	
			在宅	他施設入所等			在宅	他施設入所等
待機等状況	456	233 (208)	73	160	456	216 (183)	71	145

出典：岡山県特養入所申込状況調査

③養護老人ホーム

住宅環境や経済的事情から、在宅での生活が困難な高齢者が入所対象となる養護老人ホームは、市立1施設（定員60人）が整備されています。

入所者の大幅な増加は見込まれないものの、生活困窮者の住まいや虐待などの緊急避難施設としての役割を果たすなど、高齢者のセーフティネット機能を有しています。

【表】養護老人ホーム措置状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置者数（市内施設）	47人	36人	34人
措置者数（市外施設）	21人	23人	25人
計	68人	59人	59人

※人数は各年度4月1日現在

④軽費老人ホーム

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、健康状態や高齢等の理由により、独立して生活することに不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な人のための施設で、現在市内に2施設（定員 45 人）が設置されています。在宅での生活が困難となった高齢者が住まいを検討する上で、今後も需要が見込まれるため、第9期中に10床（特定施設入居者生活介護）の整備を見込みます。

⑤サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、60 歳以上の人やその配偶者等の世帯のための賃貸住宅であり、安否確認サービスと生活相談サービス等が提供されます。現状、市内には整備されていませんが、軽度の要介護高齢者の住まいとして、サービス付き高齢者向け住宅等の需要が高まることが予想されます。県と連携し、高齢者を支援することができる高齢者向け住宅の供給に取り組みます。

なお、サービス付き高齢者向け住宅の設置者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、県の登録を受けることができ、登録された物件は、全国で一元化されたホームページで検索できるようになっています。

【表】老人福祉施設の定員・施設数の目標

種 別	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 12 年度		令和 22 年度	
	施設数	必要入所定員総数	施設数	必要入所定員総数	施設数	必要入所定員総数	施設数	必要入所定員総数	施設数	必要入所定員総数
特別養護老人ホーム	8	456	8	456	8	456	8	456	8	453
養護老人ホーム	1	60	1	60	1	60	1	60	1	60
軽費老人ホーム	2	45	2	55	2	55	2	55	2	55
種 別	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 12 年度		令和 22 年度	
	施設数		施設数		施設数		施設数		施設数	
老人福祉センター	1		1		1		1		1	
在宅介護支援センター	4		4		4		4		4	
老人デイサービスセンター	13		13		13		13		13	

（3）災害・感染症への対応力強化

①災害時における体制整備

近年は大規模な災害が頻発し、本市においても平成 30 年 7 月豪雨で甚大な被害を受け、高齢者等に対する災害時の支援に係る体制整備が重要となっています。

「高梁市地域防災計画」を基本に、国や県、関係行政機関と連携し、福祉避難所の指定、避難行動要支援者名簿の整備と活用、啓発、個別避難計画の作成等の取組を継続的

に進めていきます。また、民生委員・児童委員の「災害時一人も見逃さない運動」との連携や自主防災組織等、地域との協力体制を構築し、要配慮者への支援体制を強化していきます。

このほか、介護事業所等と連携し、災害発生時における業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する体制の整備と、災害の発生時には必要な物資を確保できるよう支援します。

②感染症予防対策

感染症の発生と拡大を抑えるために、正しい感染症予防の知識の普及啓発に努め、高齢者にまん延しやすい新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、肺炎球菌の予防接種の推進を図ります。

また、介護サービス事業者には、感染症の予防、まん延を防止するための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施が義務付けられており、これらの実施状況を運営指導等で確認し、必要に応じて指導・助言を行います。

要支援・要介護認定者の生活を支えるためにも、介護サービスを提供する事業所の事業継続は不可欠です。手指消毒やマスク着用、健康観察などの感染予防策を啓発しつつ、感染症が発生した際には、介護サービスの提供を継続していくため、県と連携し、それぞれの役割を果たしながら、事業継続のための支援を行います。

4 権利擁護支援（成年後見制度利用促進基本計画）

高齢化はいよいよ本格化するとともに、いわゆる「8050問題」などの高齢者や障害者に対する支援だけでは解決できないような複合的なニーズへの支援体制が求められており、本市においても喫緊の課題となっています。このような課題に対応し、どこに住んでも、「支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送る」ことが当たり前となるような、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を図る必要があります。

本市では令和3年度に中核機関の機能（①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能）を有する高梁市権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）を設置し、権利擁護支援の推進を図っているところですが、国の第二期成年後見制度利用促進計画を受け、さらなる推進に努めていきます。

（1）成年後見制度の利用促進

権利擁護センターのコーディネートのもと専門職及び関係機関と協議し、意思決定支援を踏まえ本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた専門的判断を行います。必要に応じ市長申立ての利用を進めます。

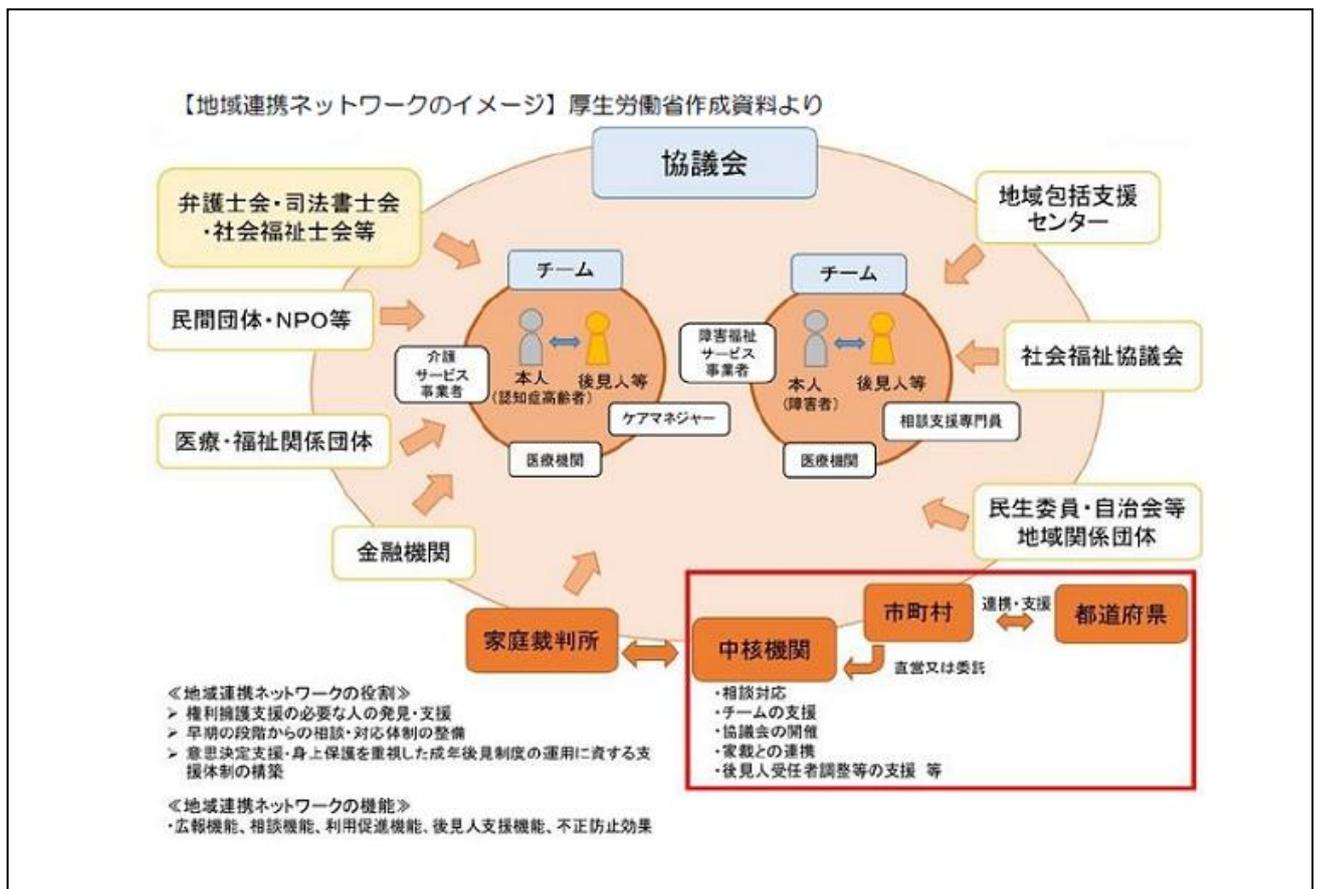
また、低所得者等に対し、成年後見制度利用支援事業を利用し、審判の申立てに要する費用及び成年後見人等に対する報酬の全部または一部を助成し、成年後見制度の利用を

推進します。

さらに成年後見制度の担い手不足を解消するため市民後見人養成事業を実施し、社会貢献に意欲と熱意のある市民を対象に後見活動が実施できる人を養成します。

(2) 権利擁護の地域連携ネットワークの構築

権利擁護センターが、コーディネーターとなり、現に権利擁護を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みをつくっていきます。



(3) 権利擁護センターの機能の充実

これまでに権利擁護センターでは4つの機能を備え、成年後見制度の利用促進と地域連携ネットワークの構築に努めているところですが、さらに、権利擁護支援の中核として、次の3つの機能を果していきます。

① 権利擁護の相談支援機能

各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、中核機関や専門職との役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。

②権利擁護支援チームの形成支援機能

専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討する。その方針に基づき、様々な仕組みを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支えるチーム体制をかたち作っていく機能。

③権利擁護支援チームの自立支援機能

中核機関や専門職が、各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう必要な支援を行う機能。

(4) 高齢者虐待の防止

①養護者による高齢者虐待

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス環境の構築を目指すため、高齢者の相談窓口を住民へ周知し、高齢者虐待防止専門職チーム（弁護士・司法書士・社会福祉士）や関係機関等と連携を図り、早期発見、問題解決の実現に向けて体制を強化します。併せて、虐待を行った養護者に対する指導や助言を行い、要因等を分析して再発防止へつなげます。

また、養護者に該当しない者からの虐待防止やセルフ・ネグレクト等の防止についても、関係部署、関係機関等と連携強化を図ります。

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、突然発生するものではなく、不適切なケアや不適切な施設・事業所運営の延長線上にあることから、未然に防止するためには、研修会や虐待防止委員会の開催など、予防的な取組が重要です。これらの実施状況を運営指導などの場で確認するとともに、必要な指導・助言を行います。

また、外部からは把握しにくい特徴があるため、虐待の早期発見と確実な通報について、研修などを通じ、周知徹底を図っていきます。

万が一、虐待が発生した場合には、高齢者虐待防止専門職チーム（弁護士・司法書士・社会福祉士）や関係機関等と連携を図り、問題解決の実現に向けて体制を強化するとともに、事業所や養介護施設従事者に対して指導・助言を行い、要因等を分析して再発防止へつなげます。